

平成30年度ASV装置導入促進助成金のご案内

標記の件につきまして、事故防止の一環として、今年度もASV装置（衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置）導入に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますので、ご案内いたします。

記

- 申請期間 平成30年6月1日(金) ～ 平成31年2月28日(木)
(土日祝日及び休館日は除く)
※但し、平成30年3月1日(木)から平成31年2月28日(木)
(全ト協分対象は、平成30年4月1日(日)から平成31年2月28日(木))までに装着及び支払いが完了しなければならない。
- 助成金額 全ト協助成額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/2 1車両あたり上限10万円 ※全ト協分のみ申請は不可とする。
※但し、車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用貨物自動車に限る。且つ、資本金の額または出資の総額が3億円以下、または常時使用する従業員数が300人以下の中小企業者とする。

栃ト協助成額 ①衝突被害軽減ブレーキ装置1台あたり 2万円
②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車両維持支援制御装置 1台あたり 1万円
③車両安定性制御装置 1台あたり 1万円
※但し、車両総重量3.5トン以上の事業用貨物自動車とする。
*1事業者あたり栃ト協助成金上限を20万円とする。
- 助成枠 8,000千円
※申請期間内であっても、助成枠に達した時点で打ち切り予定です。
- 助成対象装置 国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）の対象装置と同一とする。
- 申請要領 別添の様式G「平成30年度ASV装置導入助成金交付請求書」に必要事項を記入し①請求書及び領収証の写し（※リース又は割賦の場合は、契約書の写し）②見積り明細書の写し（対象装置名、金額の記載のある書類）③装着証明書の写し（※車両総重量8トン未満の車両は必ず装置取得価格を記載）④装着した車両の車検証の写し⑤事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し（⑤は全ト協分助成金申請の場合）を添えて申請する。
但し、新車標準装備の場合②③の代わりに主要装備一覧等を添付（※車両総重量8トン未満の車両は除く）なお、領収証を申請時に添付できない場合は、後日発行され次第速やかに提出すること。
- 注 意 ①会員所有の県内営業ナンバーの車両であること。
②助成金は新たに導入した装置に対して行う。

[問合せ先] (一社)栃木県トラック協会 業務部
TEL028-658-2515 FAX028-658-6929

平成30年度ASV装置導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会（以下「栃ト協」という。）が行う、事業用トラックの交通事故を削減するために、ASV装置（車両総重量3.5トン以上の事業用貨物自動車に係る衝突被害軽減ブレーキ装置、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、車両安定性制御装置（以下「装置」という。）の導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進する事を目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる装置は、国の事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援）の対象装置と同一とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、装置の装着を行った会員事業者とする。
2 会員事業者（以下「事業者」という。）は、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している事業者を言う。但し、新規加入した事業者については、入会后導入したものを対象とする。
3 栃ト協会費等の未納がある事業者は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 交付する助成金額は、事業者が新たに装着した第2条及び第3条の要件を満たした車両に対して1車両あたり上限14万円(全ト協分含む)とする。また1事業者あたり栃ト協助成金上限を20万円とする。
2 前項の取得価格には、消費税を含めない。

(助成交付額内訳)

第5条 助成交付の内訳については、全ト協：1車両あたり衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の2分の1（上限10万円）但し、車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用貨物自動車に限る。且つ、資本金の額または出資の総額が3億円以下、または常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人とする。栃ト協：①衝突被害軽減ブレーキ装置1台あたり2万円、②ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、③車両安定性制御装置1台あたり②③各1万円※但し、車両総重量3.5トン以上の事業用貨物自動車とする。

(助成金交付請求)

第6条 助成金の交付を申請する事業者は、栃ト協が指定する期日までに、様式G「平成30年度ASV装置導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し助成金の交付を請求するものとする。
ア 請求書及び領収証の写し リース・割賦の場合は契約書の写し
イ 見積り明細書の写し（対象装置名、金額の記載のある書類）

- ウ 装着証明書の写し（※車両総重量8トン未満の車両は必ず装置取得価格を記載）
 - エ 装着した車両の車検証の写し
 - オ 事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載のあるページの写し（全ト協分申請の場合に添付）
- 但し、新車標準装置の場合は、イ・ウの代わりに主要装備一覧等を添付する。（※車両総重量8トン未満の車両は除く）

（助成金交付対象期間）

- 第7条 前条の助成金交付対象期間を平成30年3月1日(木)から平成31年2月28日(木)までとする。
- 2 買取り及びリース・割賦いずれについても事業者が、対象期間内に新たに導入した装置については助成対象とする。
 - 3 期間内であっても助成枠に達した場合は、その時点で終了する。

（助成金の交付）

- 第8条 第7条の請求事業者に対し平成31年3月末日までに助成金を交付する。

（助成金の返還）

- 第9条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
- (1) この要綱に定める事項に違反したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（財産の処分制限）

- 第10条 事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

（雑 則）

- 第11条 栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

（附 則）

1. 本要綱は、平成30年4月1日より適用する。

平成30年度ASV装置助成対象一覧

平成30年4月23日現在

①衝突被害軽減ブレーキ

メーカー名	装置名称・型式	備考
いすゞ自動車	プリクラッシュブレーキ	
日野自動車	PCS(プリクラッシュセーフティ)	
三菱ふそうトラック・バス	AMB	
三菱ふそうトラック・バス	AMB+(Plus)	
三菱ふそうトラック・バス	ABA4	
UDトラックス	トラフィックアイブレーキ	

②ふらつき注意喚起装置 又は 車線逸脱警報装置 又は 車線維持支援制御装置

メーカー名	装置名称・型式	備考
いすゞ自動車	運転集中度モニター・車線逸脱警報装置	
日野自動車	車線逸脱警報	
三菱ふそうトラック・バス	MDAS-Ⅲ	
三菱ふそうトラック・バス	アテンションアシスト	
三菱ふそうトラック・バス	アクティブアテンションアシスト	
UDトラックス	車線逸脱警報(LDWS)	

③車両安定性制御装置

メーカー名	装置名称・型式	備考
いすゞ自動車	IESC	
日野自動車	VSC(ビークル スタビリティ コントロール)	
三菱ふそうトラック・バス	ESP	
UDトラックス	UDSC(UD スタビリティ コントロール)	
ボルボ・トラック	VSP	

